

AI、発明者適格性、そしてイノベーションの未来：日本の「AI が発明した AI」特許査定（特願 2025-046150）に関する法的・技術的分析

Gemini Deep Research

Executive Summary

2025 年 8 月 14 日に発表された、New York General Group (NYGG) による特許査定（特願 2025-046150）のニュースは、人工知能（AI）が発明プロセスにおいて中心的な役割を果たす新時代の到来を象徴する出来事として注目を集めた。同社の発表は、「AI が発明した AI 技術」に対して日本で初めて特許が認められたという、革新的な響きを持つものであった。しかし、この出来事を詳細に分析すると、その本質は AI に法的な発明者適格性を認めるという法制度の革命ではなく、むしろ現行の特許法の枠組みの中で AI 支援による発明を巧みに保護するための、洗練された戦略的実践であることが明らかになる。

本レポートは、この特筆すべき事例を、法的、技術的、そして戦略的な観点から多角的に深掘りするものである。まず、日本の特許法における「発明者」が「自然人」に限定されるという揺るぎない原則を、近年の DABUS 事件に関する東京地裁の判決や、これまでの判例・学説を通じて確認する。さらに、英国、欧州特許庁（EPO）、米国、ドイツにおける DABUS 事件の判決を比較分析し、AI を発明者と認めないという姿勢が国際的なコンセンサスであることを示す。

この厳格な法的背景のもと、本件特許出願においてなぜ、そしてどのようにして人間（NYGG 代表 村上由宇氏）が発明者として記載されたのかを検証する。村上氏の貢献として挙げられた「Categorical AI 自体の発明」および「AI への入力条件・学習データ・パラメータの創意的設定」という内容は、米国特許商標庁（USPTO）が示す「重要な貢献」の基準や、日本の特許庁（JPO）が審査事例で示す進歩性判断の考え方と見事に整合する。これは、AI を単なるツールとしてではなく、高度な知的パートナーとして活用しつつ、その成果を法的に保護するための「AI 支援発明」のモデルケースを提示するものである。

技術的側面では、本件の根幹をなす「Categorical AI」が数学の圏論に基づいている点が、従来の統計的 AI モデルとの差別化を図り、「真の創造性」という物語を補強する戦略的要素となっていることを論じる。また、特許の対象となった「高次元微分演算子を計算するための確率的テンソル縮約ネットワーク」技術の新規性と潜在的なインパクトについても解説する。

結論として、特願 2025-046150 の特許査定は、法解釈の変更を意味するものではない。むしろ、AI が生成した高度な技術的成果を知的財産として確保しようとする企業にとって、現行法下で取りうる最も効果的な戦略の一つの完成形を示すものである。本件の真の意義は、法を変えたことにあるのではなく、AI 時代のイノベーションにおける人間の役割を再定義し、人間と AI の協創関係を知的財産制度に適合させるための、実践的な青写真を示した点にある。

I. 日本の特許法における画期的な主張

2025 年 8 月 14 日、米国に本社を置く New York General Group, Inc. (以下、NYGG) は、同社が開発した人工知能「Categorical AI」が生み出した新たな AI 技術について、日本の特許庁から特許査定を受けたと発表した¹。この発表は、日本の知的財産界において大きな注目を集めた。その核心は、「日本国内において『人工知能が発明した人工知能』に対して特許査定が行われた初の事例」であるという主張にあった¹。

New York General Group による発表の解体

NYGG のプレスリリースを詳細に分析すると、いくつかの重要な要素が浮かび上がる¹。

- **出願人:** New York General Group, Inc.。米国に本社を置き、村上由宇氏が代表を務める企業である¹。
- **「発明者」とされる AI:** 「Categorical AI」。NYGG が独自に開発した、数学の圏論を基盤とする AI システムとされている¹。
- **特許対象技術:** 「高次元微分演算子を計算するための確率的テンソル縮約ネットワーク」(特願 2025-046150)。これは、物理学や機械学習などの分野で複雑な多次元演算を効率化する新しい計算フレームワークである¹。
- **願書記載の発明者:** 村上由宇氏。NYGG の創業者兼 CEO であり、Categorical AI 自体の発明者でもある¹。
- **中心的な物語 (ナラティブ):** 日本で初めて、AI が発明した AI 技術が特許として認められたという、技術的特異点を思わせる先進的なメッセージである¹。

この発表は、AI がもはや単なる計算ツールではなく、人間に代わって創造的な発明行為を自律的に行う主体となり得るという未来像を提示するものであった。

主張の戦略的枠組みの分析

この発表の巧みさは、その戦略的な言葉遣いにある。まず、「国内初」という主張は、「同社の独自調査に基づく」という注意書きによって慎重に留保されている⁵。これは、広報上のインパクトを最大化しつつ、厳密な法的・歴史的な検証に対する予防線を張るための標準的な手法である。

さらに重要なのは、発表が意図的に生み出している曖昧さである。メディアや一般社会に対しては「AI が発明した」という革新的な側面を強調し、**Categorical AI** の自律性と創造性を際立たせている。一方で、特許出願という法的手続きにおいては、現行法を遵守するために村上由宇氏という「自然人」を発明者として記載している¹。

この構造は、一見すると矛盾しているように見えるかもしれない。しかし、これは矛盾ではなく、計算され尽くしたデュアルトラック戦略（二元的戦略）と解釈するのが妥当である。すなわち、パブリック・リレーションズ（広報）の領域では AI の自律性という未来的な物語を構築して企業ブランドと技術的優位性を訴求し、法務の領域では人間の発明者という現行法の要件を厳格に満たすという、二つの異なる目的を同時に達成しようとする試みである。

初期的意義の評価

この事例が提起する問いは、日本の知的財産制度の根幹に関わるものである。これは、発明者の定義を変える法的な先例となるのだろうか？ それとも、既存のルールを巧みに解釈・適用した一事例に過ぎないのだろうか？ **Categorical AI** という基盤技術は、自律的な発明という物語を技術的に裏付けるほどの新規性を有しているのか？ そして、この出来事は、日本および世界の研究開発と知的財産の未来にどのような影響を与えるのだろうか？

本レポートは、これらの問いに答えるため、本件を法的、技術的、そして戦略的文脈の中に位置づけ、その真の意義を解き明かすことを目的とする。

II. 発明者適格性の法的迷宮：法の中から見た AI

NYGG の主張を正確に評価するためには、まず「発明者」という概念が、日本および世界の特許制度においてどのように定義され、運用されているかを理解する必要がある。AI 技術がどれほど高度化しようとも、特許出願は現行の法制度という厳格なルールの下で行われる。そして、そのルールは現在、発明者を「人間」に限定するという点で、驚くほど強固な国際的コンセンサスを形成している。

A. 日本の特許法における「自然人」原則

日本の特許制度において、AI が発明者として認められるかという問いに対する答えは、現時点では明確に「否」である。これは、法律の条文、長年の判例の積み重ね、そして近年の司法判断によって確立された原則である。

法的根拠

日本の特許法には、「発明者」を直接定義する明文規定は存在しない⁶。しかし、特許法第 29 条第 1 項柱書は、「産業上利用することができる発明をした者は、...その発明について特許を受けることができる」と定めており、この「発明をした者」が発明者であると解されている⁶。そして、判例および学説は、この「者」が権利能力を有する「自然人」に限られるという解釈を一貫して採用してきた⁷。法人は発明者にはなれず、あくまで発明者である自然人（例えば、従業員）から「特許を受ける権利」を承継して出願人となることができる⁷。

発明への創造的寄与の定義

では、どのような人間が「発明者」として認められるのか。日本の判例は、「発明者」とは、発明の課題解決手段を基礎づける部分の着想または具体化に「創造的に関与」した者であると定義している⁹。単なる補助者、助言者、資金提供者、あるいは単に管理・命令を下しただけの者は発明者とはみなされない⁶。発明の核心部分、すなわち「従来技術には見られない、当

該発明特有の課題解決手段を基礎づける部分」に対して、具体的な着想を提供したり、その着想を当業者が実施可能なレベルまで具体化したりする過程で、実質的な創造的貢献をしたことこそが、発明者たる要件なのである⁶。この基準は、後に村上氏の貢献を評価する上で極めて重要な意味を持つ。

決定的判例：日本の DABUS 事件判決

この「自然人」原則を現代の AI 技術との関係で明確にしたのが、2024 年 5 月 16 日の東京地方裁判所判決である¹¹。これは、世界各国で AI システム「DABUS」を発明者として特許出願がなされた一連の訴訟の日本における司法判断であった。

裁判所は、「特許法に規定する『発明者』は、自然人に限られるものと解するのが相当である」と明確に判示し、DABUS を発明者とする出願を却下した特許庁の処分を適法とした¹¹。その理由として、知的財産基本法や特許法の条文解釈に加え、もし AI を発明者と認めた場合に生じるであろう、発明者の特定困難性や、進歩性判断の基準となる「当業者」概念の適用困難性といった、特許制度全体の整合性を揺るがしかねない実務的な問題点を挙げた¹¹。

この判決は、NYGG が特許出願戦略を立てる上で、無視することのできない確定的な法的環境を形成していた。すなわち、日本で特許を取得するためには、AI の貢献がどれほど決定的であったとしても、願書の発明者欄には必ず「自然人」の名を記載しなければならないという、絶対的な制約が存在したのである。

B. グローバルな判例：DABUS 事件が示した揺るぎないコンセンサス

日本の司法判断は、決して孤立したものではない。むしろ、AI の発明者適格性を巡る国際的な議論において、主要国が共有する一つの結論に合流したものである。スティーブン・セーラー博士が自ら開発した AI「DABUS」が自律的に行ったとする発明について、DABUS 自身を発明者として世界中で特許出願を行った「DABUS プロジェクト」は、各国の司法・行政機関に対する壮大なりトマス試験紙となった¹³。そして、その結果は驚くほど一貫していた。

英国：最高裁判所の判断

英国では、2023年12月20日に最高裁判所が満場一致でセーラー博士の上告を棄却した¹⁴。判決は、1977年特許法における「inventor（発明者）」という用語が、その文言および法律全体の構造からして、自然人のみを指すと結論付けた¹⁷。特許権という財産権は、法的に権利を保有し、譲渡できる主体、すなわち「人」から発生しなければならず、機械であるDABUSはその始点たり得ない、と明確に判断された²⁰。

欧州特許庁（EPO）：法的能力の要請

欧州特許庁（EPO）の審判部は、2021年12月21日にDABUSを発明者とする出願を拒絶する決定を支持した²¹。その根拠は、欧州特許条約（EPC）が想定する発明者は、権利を保有し、譲渡するといった法的行為が可能な、法的能力（legal capacity）を有する主体でなければならないという点にあった²⁴。AIにはこの法的能力、すなわち法人格ならぬ「AI格」が存在しないため、発明者にはなれないとされた。

米国：連邦巡回区控訴裁判所の判断

米国では、2022年8月5日に連邦巡回区控訴裁判所が、米国特許法における「individual（個人）」という文言が、明確に人間（human being）を指すものであるとの判断を下した¹¹。裁判所は、法律の文言が明白である以上、それを超えた解釈を行うことは司法の役割ではないとし、AIを発明者と認めるか否かは立法府が判断すべき問題であるとの立場を示した。

ドイツ：連邦裁判所の判断

ドイツ連邦裁判所（最高裁判所に相当）もまた、2024年6月11日に、発明者として記載できるのは自然人のみであるとの判決を下した²⁶。興味深いことに、ドイツの判決は、人間が発明者として記載されることを前提としつつ、その補足情報として、発明の過程でAIがツールとして用いられた旨を付記することを許容する可能性を示唆しており、これは人間とAIの協創関係を法的にどう位置づけるかという点で、一步踏み込んだ見解と言える²⁶。

これらの判断から導き出される結論は、明白である。世界の主要な知的財産制度は、その法体系の根幹において、発明という創造的行為の主体を「人間」と固く結びつけている。これは、

AI の創造性を哲学的に否定するものではなく、むしろ、権利、義務、譲渡といった概念で構築された現行の法制度が、人間以外の主体を想定して設計されていないという、構造的・実用的な理由に基づくものである。NYGG の特許戦略は、この越えがたい法的な防壁を前提として構築されなければならなかったのである。

表 1: AI 発明者適格性に関する国際判例の比較分析 (DABUS 事件)

国・地域	主要な判断機関	主要な判断日	核心的判断：AI は発明者たり得るか？	判断の根拠とニュアンス	典拠
日本	東京地方裁判所	2024 年 5 月 16 日	否	特許法上の「発明者」は自然人に限定される。条文の構造的解釈および特許制度全体への実務的影響を考慮。	11
英国	最高裁判所	2023 年 12 月 20 日	否	1977 年特許法における「inventor」は「発明の実際の考案者」を意味し、これは自然人を指す。財産権は法的主体である人間から発生する必要がある	14

				ある。	
欧州特許庁 (EPO)	審判部	2021年12 月21日	否	欧州特許条約（EPC）は、権利を保有・譲渡できる法的能力を持つ人間を発明者として想定している。AIには法人格がなく、法的能力を欠く。	21
米国	連邦巡回区 控訴裁判所	2022年8 月5日	否	米国特許法における「individual」という用語は、その明白な文言上、人間を指す。	11
ドイツ	連邦裁判所	2024年6 月11日	否	発明者として記載できるのは自然人のみ。ただし、人間が発明者であることを前提に、AIをツールとして補足的に記載することは許容	26

				され得る。	
--	--	--	--	-------	--

III. 主張の調停：人間の貢献の決定的役割

AI が法的に発明者と認められないという厳然たる事実がある一方で、NYGG は「AI が発明した」技術で特許査定を受けた。この一見矛盾した状況を解き明かす鍵は、「AI 支援発明 (AI-Assisted Invention)」という新しい枠組みと、その中での人間の貢献をいかに法的に位置づけるかという点にある。NYGG の戦略は、この点において極めて洗練されており、今後の AI 関連発明の特許実務における重要な指針となり得る。

A. 「AI 支援発明」というフレームワーク

AI を発明プロセスに活用することが一般的になるにつれ、法制度は「AI が発明者か否か」という二元論的な問いから、「AI を用いてなされた発明において、誰が発明者なのか」という、より現実的で複雑な問いへと焦点を移しつつある。この文脈で登場したのが「AI 支援発明」という概念である。

米国特許商標庁 (USPTO) のガイダンス

この分野における最も先進的な動きの一つが、2024 年 2 月に米国特許商標庁 (USPTO) が公表した「AI 支援発明における発明者性に関するガイダンス」である¹¹。このガイダンスは、AI を発明者と認めないという従来の立場を再確認しつつ、AI システムの支援を受けて自然人が行った発明について、その自然人が発明者として認められるための基準を明確化した。

その核心は、自然人が発明に対して「重要な貢献 (significant contribution)」をしたか否かという点にある¹¹。単に AI を所有している、あるいは一般的な問題を AI に提示しただけでは不十分である。発明の「着想 (conception)」に実質的に寄与することが求められる。具体的には、特定の課題を解決するために AI システムを設計・構築・訓練することや、特定の解決策を導き出すために具体的なプロンプトを構築することなどが、「重要な貢献」に該当し得るとされている¹¹。

「Pannu Factors」の応用

USPTO のガイダンスは、この「重要な貢献」を判断する基準として、米国の共同発明者の認定に関する判例法理である「Pannu Factors」を援用している¹¹。これは、(1)発明の着想または具体化に重要な貢献をしたこと、(2)その貢献が全体の中で質的に些細なものではないこと、(3)周知の概念や技術水準の説明以上の貢献をしたこと、という 3 つの要件からなる¹¹。この枠組みは、AI と人間の協創関係における人間の創造的寄与を評価するための、具体的な法的ツールを提供するものである。

B. 村上由宇氏による発明的貢献の解体

NYGG が村上由宇氏を発明者として記載した際の正当化ロジックは、まさにこの「AI 支援発明」の枠組みに沿ったものであった。これは偶然の一致ではなく、国際的な法的動向を深く理解した上での、計算された法的構成であると考えられる。

NYGG による正当化の論理

NYGG は、村上氏の貢献を以下の二点に集約している。

1. **Categorical AI 自体の発明者であること:** 村上氏は、今回の発明を生み出すための「道具」そのものを発明した人物である¹。
2. **AI への入力条件・学習データ・パラメータの創意的設定:** 村上氏は、Categorical AI に対して、特定の発明を創出させるための条件設定、学習データの選定、そしてパラメータの調整といったプロセスにおいて、創造的な工夫を行った¹。

法的評価

この二つの貢献を、日本の特許法における発明者の要件に照らして評価する。

第一の点、すなわち「道具の発明者であること」は、それ自体が直ちに「道具が生み出したものの発明者であること」を意味するわけではない。これは、高性能な顕微鏡を発明した科学者が、その顕微鏡を使って別の科学者が発見した新種の微生物の発明者にはならないのと同じ論理である。この主張は、村上氏が発明プロセス全体を深く理解し、主導する立場にあったことを示す補強的な意味合いは持つものの、発明者適格性を決定づける核心的な理由とはなり得ない。

法的に決定的な重要性を持つのは、第二の点、すなわち「パラメータ等の創意的設定」である。この主張は、村上氏を単なる AI のオペレーターや管理者ではなく、発明の方向性を定め、その「着想」の具体化を主導した、積極的な知的貢献者として位置づけるものである。彼は、AI という強力な思考エンジンに対して、どのような問いを、どのような形式で、どのような情報と共に投げかけるかという、発明プロセスにおける最も創造的な部分を担ったと主張しているのである。

日本の特許庁（JPO）の審査事例との整合性

この村上氏の貢献内容は、日本の特許庁が公表している「AI 関連技術に関する特許審査事例」に示された考え方も完全に一致する³⁰。JPO の事例集では、単に AI を適用しただけでは進歩性が認められにくい一方で、以下のような点に進歩性が認められ得ることが示されている³⁰。

- 独自の教師データの選択や前処理方法
- 従来技術では考慮されていなかったパラメータの導入
- 特定の技術課題を解決するための学習アルゴリズムの改良
- 顕著な効果をもたらす特定の構成の採用

村上氏が行ったとされる「条件・学習データ・パラメータの創意的設定」は、まさに JPO が進歩性を認める人間の知的貢献の類型に合致する。つまり、NYGG の主張は、AI の出力をそのまま特許請求するのではなく、その出力を得るに至った「人間の創造的なプロセス」そのものを発明の核心として捉え直すことで、現行法への適合を図ったものである。

この戦略は、AI 時代の発明における人間の役割が、直接的な解決策の考案から、高度な問いを立て、AI という知的パートナーを導く「指揮者」や「対話者」へとシフトしていくことを示唆している。NYGG は、この新しい発明者の姿を法的に有効な形で提示することに成功したのである。これは、他の AI 活用企業が模倣可能な「セーフハーバー（安全港）」戦略、すなわち、AI が生み出した成果を特許として保護するための、法的安定性の高いテンプレートを提示したものである。

IV. 特許の背後にある技術：次世代 AI への一瞥

NYGG の主張の説得力は、法的な枠組みへの巧みな適応だけでなく、その根底にある技術の先進性によっても支えられている。同社が「真の創造性」の源泉として挙げる「**Categorical AI**」と、それによって発明されたとされる「確率的テンソル縮約ネットワーク」は、AI 研究の新たな地平を切り開く可能性を秘めている。

A. Categorical AI : 統計モデルからのパラダイムシフトか？

企業の主張

NYGG は、自社の **Categorical AI** が、GPT-5 や Claude Opus 4.1 といった従来の AI とは根本的に異なると強調している¹。従来の AI が統計学的手法、すなわち膨大なデータの中から確率的なパターンを見つけ出すことに基づいているのに対し、**Categorical AI** は数学の一分野である「圏論 (Category Theory)」を基盤としている¹。これにより、データや知識をより抽象的かつ高次の枠組みで理解し、既存の知識から新たな知識を創造し、さらにその知識から次の知識を生み出すという「知識生成の連鎖」が可能となり、「真の創造性」が実現されると主張している²。

圏論 AI に関する技術的解説

圏論とは、数学的対象 (オブジェクト) とそれらの間の関係 (射、**morphism**) の構造を研究する、極めて抽象的な数学の分野である³⁴。AI の文脈において圏論を応用する試みは、AI モデルをより構造的、構成的 (**compositional**)、そして検証可能にすることを目指すものである³⁵。統計的な相関関係だけでなく、データ要素間の論理的な関係性や構造そのものに焦点を当てることで、システムの各部分がどのように組み合わせられて全体として機能するのかを、より厳密に記述するための数学的言語を提供する³⁸。例えば、ニューラルネットワークの各層をオブジ

ェクト、層間のデータ変換を射と捉えることで、ネットワーク全体の振る舞いを数学的に分析しやすくなる。

「創造性」に関する主張の評価

圏論に基づくアプローチが、より堅牢で原理的な AI アーキテクチャをもたらす可能性は十分にある。しかし、それが直ちに哲学的な意味での「真の創造性」につながるかという問いは、慎重な検討を要する。NYGG が用いる「創造性」という言葉は、技術的な新規性だけでなく、人間のような自律的な発想力を想起させる。この物語は、Categorical AI が単なる高性能なツールではなく、発明の主体たり得る存在であるという印象を補強し、それによって生み出された発明の非自明性（進歩性）を際立たせるという、戦略的な役割を担っている。つまり、圏論という難解で抽象的な技術基盤は、「AI が発明した」という法的・広報的物語に、技術的な深みと説得力を与えるために巧みに活用されているのである。

B. 発明の内容：確率的テンソル縮約ネットワーク

技術的解説

今回特許査定を受けた技術は、「高次元微分演算子を計算するための確率的テンソル縮約ネットワーク」である¹。この技術を理解するためには、まず「テンソルネットワーク」という概念を把握する必要がある。テンソルネットワークは、もともと多体物理学の分野で、複雑な量子状態を効率的に表現・計算するために開発された数学的フレームワークである³⁹。多数の変数間の複雑な相関関係を持つ高次元のデータ（テンソル）を、より小さなテンソルのネットワークとして分解・表現することで、計算量を劇的に削減することができる。

近年、このテンソルネットワークの考え方が機械学習に応用され始めており、「確率的テンソルネットワーク」は、特に複雑な確率分布のモデリングや、確率的推論のタスクでその威力を発揮している³⁹。今回の発明は、この枠組みをさらに発展させ、「高次元の微分演算子」という、物理シミュレーションや高度な機械学習モデルで頻出する、極めて複雑な数学的オブジェクトの計算に応用するものであると考えられる。

潜在的なインパクト

この技術が実用化されれば、幅広い科学技術分野に大きな影響を与える可能性がある²。例えば、以下のような応用が考えられる。

- **計算科学・物理学:** 素粒子物理学や物性物理学における複雑な方程式の数値解析、量子コンピュータのシミュレーションなどを高速化・高精度化する。
- **マテリアルズ・インフォマティクス:** 新素材の物性予測や分子設計の計算を効率化し、新材料開発のサイクルを加速させる⁴¹。
- **創薬:** 医薬品候補分子の挙動シミュレーションや、生体内の複雑な相互作用のモデリング精度を向上させる¹²。
- **機械学習:** 新しいタイプの深層学習モデルの開発や、既存モデルの計算効率を改善するための基盤技術となる。

この発明は、特定の応用製品ではなく、幅広い分野でイノベーションを加速させる可能性を秘めた、基礎的かつ強力な計算ツールを提供するものである。その高度な抽象性と広範な応用可能性は、**Categorical AI** という「創造的な」AI が生み出した成果であるという物語を、技術的な側面から裏付けている。

V. 戦略的インプリケーションと今後の展望

特願 2025-046150 の特許査定は、単一の特許案件に留まらず、AI 時代のイノベーションに関わるすべてのステークホルダーに対して、重要な戦略的示唆を与えるものである。この事例は、企業、特許庁、そして法制度全体が、人間と AI の協創という新しい現実とどのように向き合っていくべきかという、未来に向けた問いを投げかけている。

A. イノベーターと企業にとって：保護のための青写真

この事例から企業や研究者が得るべき最も重要な教訓は、「人間の貢献を記録すること」の決定的な重要性である。AI を研究開発に用いる企業は、人間の研究者が行った創造的・知的なインプットを、細心の注意を払って記録・文書化するプロセスを構築しなければならない。

具体的には、以下のような活動の記録が、将来の特許出願において人間の発明者を正当化し、権利の有効性を担保するための不可欠な証拠となる。

- **課題設定:** AI に解決させるべき具体的な技術的課題をどのように定義したか。
- **データキュレーション:** 学習データの選定、収集、前処理において、どのような独自の工夫や判断がなされたか。
- **モデル設計:** 特定の課題解決のために、AI のアーキテクチャや学習アルゴリズムをどのように設計・改良したか。
- **プロンプトエンジニアリング:** AI から新規かつ有用な出力を引き出すために、プロンプト（指示）をどのように創造的に構築したか。
- **結果の解釈と改良:** AI の出力をどのように評価・解釈し、さらなる改良や実験につなげたか。

これらの行為は、JPO が審査事例で進歩性の根拠として認めている人間の知的活動に他ならない³⁰。NYGG の事例は、発明の行為が、直接的な解決策の創出から、AI という強力な創造エンジンを巧みに「指揮」する行為へと移行しつつあることを示している。この新しい発明プロセスにおいて、AI との対話を設計し、主導する人間、いわば法的に発明者として認められる「AI ウィスパラー」の役割が、今後ますます重要になるだろう。

B. 日本の特許庁と法制度にとって

本件は、法律そのものを変更するものではないが、今後の特許審査実務に影響を与えることは間違いない。これは、JPO がこれまで整備してきた AI 関連発明の審査基準や事例集が、現実の最先端技術に適用される試金石となった³⁰。

この事例をきっかけに、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会などで進行中の、AI と知財制度に関する議論がさらに加速することが予想される⁴⁴。議論の焦点は、もはや「AI を発明者と認めるべきか」という原理的な問いから、「人間の関与がどの程度あれば発明者として十分か」という、より具体的で実務的な基準の明確化へと移行している⁴⁵。将来的には、より詳細なガイドラインの改訂や、場合によっては法改正に向けた検討が進む可能性もある。

C. 哲学的フロンティア：創造性と発明の再定義

最後に、この事例は我々に、より長期的で根源的な問いを突きつける。AI システムがますます自律性を高めていく未来において、「道具」と「共同創造者」の境界線は曖昧になっていくだ

ろう。

これは、AI と創造性を巡る哲学的な議論と深く関わっている⁴⁶。意識や生命経験、感情を持たないシステムは、人間と同じ意味で真に「創造的」であり得るのか⁴⁹。一部の専門家は、人間の真の創造性とは、単に答えを見つけることではなく、まだ存在しない問いを立てる能力（「造山思考」）にあり、それは依然として人間に固有の領域かもしれないと指摘する⁵⁰。

人間の創意工夫にインセンティブを与えることを目的として設計された我々の特許制度は、発明の源泉が人間と機械のパートナーシップへと移行していく未来に、果たして対応できるのだろうか。NYGG の事例は、その壮大な問いに対する、現時点での最も洗練された一つの答えなのである。

VI. 結論：法的革命ではなく、戦略的枠組みの提示

New York General Group による特願 2025-046150 の特許査定は、AI が発明者として法的に認められたという法制度上の革命ではない。むしろ、それは AI 支援による発明という新しい現実を、既存の国際的な特許法の厳格な枠組みの中で保護するための、進化の到達点を示すマイルストーンである。

同社の「AI が発明した」というパブリック・ナラティブは、自社の技術的優位性を際立たせ、企業ブランド価値を構築するための、卓越した戦略的コミュニケーションであった。その背後にある真の物語は、法的現実を深く理解し、人間の役割を「AI を創造的に導くこと」と慎重に定義・文書化することで、発明者適格性の要件を見事に満たした、**astute**（**astute**）な法務戦略の成功例である。

結論として、この事例は、それが打ち立てた法的な「先例」によってではなく、それが照らし出した戦略的な「道筋」によって、後世に記憶されるだろう。それは、人間と機械の協創が生み出す果実を、知的財産としていかにして守るかという、来たるべきイノベーションの時代に向けた、実践的な青写真なのである。

引用文献

1. 【日本国内初】人工知能が発明した人工知能で特許査定 | ニコニコ ..., 8月 16, 2025 にアクセス、https://news.nicovideo.jp/watch/nw18106917?news_ref=tag
2. 【日本国内初】人工知能が発明した人工知能で特許査定 | New York ..., 8月 16, 2025 にアクセス、<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000159585.html>
3. 【日本国内初】人工知能が発明した人工知能で特許査定：マピオンニュースの注

- 目トピック, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.mapion.co.jp/news/release/000000001.000159585/>
4. New York General Group, Inc.のプレスリリース - PR TIMES, 8 月 16, 2025 にアクセス、
https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/159585
 5. Categorical AI が発明、国内初の AI 発明特許査定 | ベストカレンダー, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://bestcalendar.jp/articles/press/70885>
 6. 資料 7-1 日本における発明者の決定 - 特許庁, 8 月 16, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/seisakubukai-06-shiryuu/paper07_1.pdf
 7. 発明者 (特許法) - Wikipedia, 8 月 16, 2025 にアクセス、
[https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%99%BA%E6%98%8E%E8%80%85_\(%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%99%BA%E6%98%8E%E8%80%85_(%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95))
 8. 1.発明者の法的地位・職務発明制度 | 弁理士法人 三枝国際特許事務所[大阪・東京] SAEGUSA & Partners [Osaka, Tokyo, Japan], 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.saegusa-pat.co.jp/commentary/patent/6956/>
 9. 知財法務の勘所 Q & A (第 54 回) - 発明者を巡る実務的な問題とその対応 - アンダーソン・毛利・友常法律事務所, 8 月 16, 2025 にアクセス、
https://www.amt-law.com/asset/res/news_2022_pdf/publication_0024956_ja_001.pdf
 10. コラム>特許出願の願書に記載する「発明者」についての注意点, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.soei.com/%EF%BC%9C%E3%82%B3%E3%83%A9%E3%83%A0%EF%BC%9E-%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%87%BA%E9%A1%98%E3%81%AE%E9%A1%98%E6%9B%B8%E3%81%AB%E8%A8%98%E8%BC%89%E3%81%99%E3%82%8B%E3%80%8C%E7%99%BA%E6%98%8E%E8%80%85%E3%80%8D/>
 11. AI は発明者たり得るか? —解釈論及び立法論上の課題—, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.inpit.go.jp/content/100882567.pdf>
 12. <AI Update> AI 発明に対する特許付与について判示した知財高裁判決 —知財高判令和 7 年 1 月 30 日— (速報) | 著書/論文 | 長島・大野・常松法律事務所, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.noandt.com/publications/publication20250214-1/>
 13. “AI と知財”をめぐる国際情勢, 8 月 16, 2025 にアクセス、
https://pifc.jp/2023/wp-content/uploads/2023/09/pifc_forum1_001.pdf
 14. The End of the Road for DABUS and Dr Thaler at the UK Supreme Court - Wolters Kluwer, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://legalblogs.wolterskluwer.com/patent-blog/the-end-of-the-road-for-dabus-and-dr-thaler-at-the-uk-supreme-court/>
 15. UK Supreme Court confirms inventors must be human | Osborne Clarke, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.osborneclarke.com/insights/uk-supreme-court-confirms-inventors-must-be-human>
 16. Thaler (Appellant) v Comptroller-General of Patents, Designs and Trademarks (Respondent), 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2021-0201>

17. The Wheels on DABUS Grind to a Halt: UK Supreme Court Decision on AI Inventorship, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.williamfry.com/knowledge/the-wheels-on-dabus-grind-to-a-halt-uk-supreme-court-decision-on-ai-inventorship/>
18. UK Supreme Court has final say on Dabus as named inventor - JUVE Patent, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.juve-patent.com/cases/uk-supreme-court-dabus-named-inventor-patent-stephen-thaler/>
19. UK Supreme Court unanimously dismisses DABUS appeal to allow AI to be named as a patent inventor | Herbert Smith Freehills Kramer | Global law firm, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.hsfkramer.com/notes/ip/2023-12/uk-supreme-court-unanimously-dismisses-dabus-appeal-to-allow-ai-to-be-named-as-a-patent-inventor>
20. DABUS: The Supreme Court of the UK Rules on Inventorship by AI | Potter Clarkson, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.potterclarkson.com/insights/dabus-the-supreme-court-of-the-uk-rules-on-inventorship-by-ai/>
21. Dabus decision hints at different future for AI patenting, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.juve-patent.com/cases/dabus-decision-hints-at-different-future-for-ai-patenting/>
22. EPO refuses DABUS patent applications designating a machine inventor | epo.org, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-refuses-dabus-patent-applications-designating-machine-inventor>
23. DABUS AI Again Denied European Patent, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://patentlyo.com/patent/2024/12/denied-european-patent.html>
24. DABUS CASE ARRIVING ON INDIA: PART 1 - Intellectual Property Helpdesk, 8 月 16, 2025 にアクセス、
https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/dabus-case-arriving-india-part-1-2025-02-14_en
25. A study on inventorship in inventions involving AI activity - European Patent Office, 8 月 16, 2025 にアクセス、
[https://link.epo.org/web/Concept of Inventorship in Inventions involving AI Activity en.pdf](https://link.epo.org/web/Concept%20of%20Inventorship%20in%20Inventions%20involving%20AI%20Activity_en.pdf)
26. Germany: AI cannot be named as inventor - insights from the Bundesgerichtshof's DABUS decision - Norton Rose Fulbright, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.nortonrosefulbright.com/en-us/knowledge/publications/7de4a9ba/germany-ai-cannot-be-named-as-inventor-insights-from-the-bundesgerichtshofs-dabus-decision>
27. Artificial Intelligence and Patent Applications | Finnegan | Leading IP+ Law Firm, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.finnegan.com/en/insights/blogs/european-ip-blog/artificial-intelligence-and-patent-applications.html>
28. Germany: AI cannot be named as inventor: insights from the Bundesgerichtshof's

- DABUS decision | Inside FinTech - Norton Rose Fulbright, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://www.nortonrosefulbright.com/en/inside-fintech/blog/2024/07/germany-ai-cannot-be-named-as-inventor-insights-from-the-bundesgerichtshof>
29. Artificial Intelligence and Patent Law - Taylor Wessing, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2024/09/artificial-intelligence-and-patent-law>
 30. AI 関連技術に関する特許審査事例について | 経済産業省 特許庁, 8 月 16, 2025 にアクセス、 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html
 31. AI 関連特許の審査基準と実務上の留意点 - 弁理士が解説する最新動向, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://www.evorix.jp/blog/ai%E9%96%A2%E9%80%A3%E7%89%B9%E8%A8%B1%E3%81%AE%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96%E3%81%A8%E5%AE%9F%E5%8B%99%E4%B8%8A%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E7%82%B9-%E5%BC%81%E7%90%86%E5%A3%AB%E3%81%8C%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9C%80%E6%96%B0%E5%8B%95%E5%90%91>
 32. AI 技術の進展をふまえた 特許審査に関する取組の最新状況, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4478>
 33. 【New York General Group】 Categorical AI 生成例：化学製品の設計 - PressWalker, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://presswalker.jp/press/10363>
 34. Basic Category Theory - arXiv, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://arxiv.org/pdf/1612.09375>
 35. gaia: categorical foundations of generative ai - Manning College of Information & Computer Sciences, 8 月 16, 2025 にアクセス、
https://people.cs.umass.edu/~mahadeva/papers/GAIA_Categorical_Foundations_of_Generative_AI.pdf
 36. GAIA: Categorical Foundations of Generative AI This is a preliminary draft of a forthcoming book. This draft may contain errors or omissions, and will be periodically updated. - arXiv, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://arxiv.org/html/2402.18732v1>
 37. Category-Theoretical and Topos-Theoretical Frameworks in Machine Learning: A Survey - arXiv, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://www.arxiv.org/pdf/2408.14014>
 38. [2304.14094] Categorical Foundations of Explainable AI: A Unifying Theory - arXiv, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://arxiv.org/abs/2304.14094>
 39. [2003.01039] Tensor Networks for Probabilistic Sequence Modeling - arXiv, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://arxiv.org/abs/2003.01039>
 40. Probabilistic Inference in the Era of Tensor Networks and Differential Programming - arXiv, 8 月 16, 2025 にアクセス、
<https://arxiv.org/html/2405.14060v1>
 41. 材料開発 データ駆動型, 8 月 16, 2025 にアクセス、 https://digital-laboratory.jp/assets/img/references_1.pdf

42. マテリアルズ・インフォマティクスの研究開発動向 ～データ駆動型材料開発におけるグラントとスタートアップ分析～ - アスタミューゼ株式会社, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://www.astamuse.co.jp/report/2024/240905-mi/>
43. 「医薬系 "特許的" 判例」 ブログ | 製薬業界の舞台裏で繰り広げられる事件と最新のトレンドを知的財産の視点で紐解きます, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://www.tokkyoteki.com/>
44. AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について, 8 月 16, 2025 にアクセス、 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai3/siryous3.pdf
45. AI を活用した発明と特許制度見直しに関する調査レポート, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/2333b264af762e33e0dd.pdf>
46. 「AI は芸術家になれない」 哲学者がそう主張する理由 - MIT テクノロジーレビュー, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://www.technologyreview.jp/s/129918/a-philosopher-argues-that-an-ai-cant-be-an-artist/>
47. 生成 AI (Artificial Intelligence) に関連する哲学的議論 | KitaSan - note, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://note.com/tetsuya99/n/n675c66606af7>
48. 「哲学」は AI 時代の羅針盤。AI と人間が結ぶべき関係性を問う—出口康夫, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://openhub.ntt.com/journal/11619.html>
49. クリエイティブ分野での AI 活用に反対する 50 の議論 - AOKIstudio, 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://aokistudio.co.jp/50-arguments-against-the-use-of-ai-in-creative-fields.html>
50. AI の台頭に対し、人間の創造性はどこへ向かうのか? MIT 石井教授が語る「造山」思考 (後編), 8 月 16, 2025 にアクセス、 <https://seikatsusha-ddm.com/article/15579/>